



宮 崎 県 公 報

平成25年11月11日 (月曜日) 第 2539 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○登録特定行為事業者の登録…………… (“) 3	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 3	

○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 4	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 4	
○産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧… (循環社会推進課) 4	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 4	
○民有林の保安林の指定…………… (“) 5	
○保安林の指定施業要件の変更…………… (“) 5	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について…………… (“) 5	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・労働・財政課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 6	
○土地改良区の設立の認可…………… (農村整備課) 6	

告 示

宮崎県告示第 658号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
そうごう薬局上川	都城市上川東1丁目27	平成25年10月1日

東店	- 6 - 2	
小林こすもす薬局	小林市真方 239番地1	平成25年10月13日

宮崎県告示第 659号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570302135	あらひらデイサービス	宮崎県延岡市川島町 899番地12	有限会社荒平介護センター	宮崎県延岡市川島町 899番地4	平成25年8月1日	通所介護
4570203168	ウェルライフパークデイサービスセンター	宮崎県都城市南鷹尾町11街区5号	森山産業株式会社	宮崎県都城市南鷹尾町11街区40号	平成25年8月16日	通所介護

宮崎県告示第 660号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203143	ケアプランセンター福老	宮崎県都城市都島町52番地3	ヒュウリック合同会社	宮崎県都城市南横市町3687番地7	平成25年8月1日	居宅介護支援
4570601106	居宅介護支援事業所 望山荘	宮崎県日向市東郷町山陰辛 264番2	医療法人社団望山会	宮崎県日向市東郷町山陰辛 241番地1	平成25年8月26日	居宅介護支援

宮崎県告示第 661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302135	あらひらデイサービス	宮崎県延岡市川島町 899番地12	有限会社荒平介護センター	宮崎県延岡市川島町 899番地4	平成25年8月1日	介護予防通所介護
4570203168	ウェルライフパークデイサービスセンター	宮崎県都城市南鷹尾町11街区5号	森山産業株式会社	宮崎県都城市南鷹尾町11街区40号	平成25年8月16日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510810668	大塚病院	宮崎県西都市御舟町2丁目45番地	医療法人社団大和会	宮崎県西都市御舟町2丁目45番地	平成25年8月1日	短期入所療養介護
4572001248	訪問介護ステーションいきいき	宮崎県児湯郡木城町中之又 351-14	株式会社アンジェの庭	宮崎県宮崎市細江3898番地1	平成25年8月31日	訪問介護
4560290209	セントケア訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市年見町23-1	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成25年8月31日	訪問看護

宮崎県告示第 663号

居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202301	セントケア都城	宮崎県都城市年見町23-1	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺1丁目3番1号	平成25年8月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001248	訪問介護ステーションいきいき	宮崎県児湯郡木城町中之又 351-14	株式会社アンジェの庭	宮崎県宮崎市細江 3898番地 1	平成25年 8月31日	介護予防訪問介護
4560290209	セントケア訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市年見町23-1	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺一丁目3番1号	平成25年 8月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 665号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録特定行為事業者		登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
451000119	特別養護老人ホームあさぎり園（短期入所）	都城市山田町中霧島2546番地 6	社会福祉法人あさぎり福祉会	都城市山田町中霧島2546番地 6	平成25年 8月20日
451000120	介護老人保健施設ウエルネス苑都城	都城市上東町27街区16号	医療法人与州会	都城市東町10街区17号	平成25年 9月 1日
451000121	介護付有料老人ホームウィーンの森	都城市都島町 123番地 11	社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町蒲牟田 7348番地 2	平成25年 9月10日
451000122	地域密着型特別養護老人ホーム望み苑	児湯郡高鍋町大字南高鍋字水谷原9118番地 1	社会福祉法人春光会	宮崎市大字郡司分丙9273番地	平成25年 9月27日
451000123	ショートステイ望み苑	児湯郡高鍋町大字南高鍋字水谷原9118番地 1	社会福祉法人春光会	宮崎市大字郡司分丙9273番地	平成25年 9月27日
451000124	特別養護老人ホーム楓荘	延岡市無鹿町1丁目2031番地 5	社会福祉法人三ツ葉会	延岡市無鹿町1丁目2031番地 4	平成25年10月 1日
451000125	介護老人保健施設おびの里	日南市飢肥6丁目1番15号	医療法人慶明会	宮崎市清水3丁目6番21号	平成25年11月 1日

宮崎県告示第 666号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
加藤文章	独立行政法人国立病院機構都城病院	都城市	呼吸器外科	平成25年11月 1日
前川信一	独立行政法人国立病院	都城市	呼吸器外科	平成25年11月 1日

	機構都城病院			
石原和郎	医療法人春光会東病院	日南市	内科	平成25年11月1日
佐々木規	医療法人社団杉杏会杉本病院	延岡市	内科・循環器科・リハビリテーション科	平成25年11月1日

宮崎県告示第 667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
にじいろ薬局	延岡市	薬局	平成25年11月1日

宮崎県告示第 668号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
にじいろ薬局	延岡市	薬局	平成25年11月1日
さつき調剤薬局	宮崎市	薬局	平成25年11月1日

宮崎県告示第 669号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の 2 の 6 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
株式会社イー・アール・シー高城 代表取締役 中熊道人
都城市高城町四家 831番地 5
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所

都城市高城町四家字大開 776番 5、779番 1 の一部、780番 1 の一部、788番 2 の一部、788番 7、788番10、788番11、788番12、788番37、788番64、788番65の一部、829番 5 の一部、831番 2、831番 3 の一部、831番 4、831番 5、832番 1、832番 2、835番の一部、837番、838番 2、838番 5 の一部、838番 6 の一部、838番 7、839番 1 の一部、840番45の一部、841番 3、841番 4 の一部、848番 1 の一部、849番の一部、850番、853番 1、853番 2、854番 1、854番 3、854番 4、854番 5、855番、856番 1、856番 2、856番 3、856番 4、857番、859番 1、860番 2、779番 5 の一部、779番 6 の一部、780番 3 の一部、832番 3、838番 8、840番48の一部、840番49の一部、848番 6 の一部、859番27及び 859番28

- 産業廃棄物処理施設の種類の
管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 産業廃棄物
燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチに限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、13号廃棄物
 - 特別管理産業廃棄物
廃石綿等
- 申請年月日
平成25年10月4日
- 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県都城保健所並びに都城市環境政策課及び高城総合支所市民生活課
 - 期間
平成25年11月11日（月曜日）から平成25年12月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
 - 期間
平成25年11月11日（月曜日）から平成25年12月25日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第 670号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字秋山字大字戸 1981- 5、1981-18、1981-19、1991- 1、1991- 3、字小高野

2056

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 671号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字鶴戸木乙3152-41、乙3242-14、字長崎甲 831- 2、甲 831- 5、甲 831- 6、甲 831-12、甲 831-17

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 672号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字白木ノ尾3001- 1

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 673号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第1751号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

延岡市役所

安藤為治、亀野尾倉吉、菊地福松、菊地濱治、菊地萬治、吉田小市、吉田万作、久澄忠吉、久富荒吉、久富今朝松、久富良平、金子代四郎、金子辰藏、金子福治、金子利喜藏、後藤伊太郎、工藤元吉、甲斐勘次郎、甲斐吉藏、甲斐金藏、甲斐七太郎、甲斐多七、甲斐泰治、甲斐仲治、甲斐徳治、甲斐和助、山田嘉四郎、山本藤藏、小川勝、小田秋三郎、小田万之助、水脇宗一、大崎義人、長友嘉太治、鶴羽久太郎、鶴羽万次郎、樋永勢市、尾崎利三郎、平田百治、牧野栄藏、牧野作右衛門、矢野安右衛門、矢野甚吉、矢野清太郎、矢野要右衛門、矢野留三郎、矢野與八、林田弥作

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1751号によること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月29日	特定非営利活動法人うつ防の会・だんだん	富田 あや子	宮崎県宮崎市大字島之内75番地4 サントパス 101号	この法人は、うつ病などの精神疾患を患われた方や生活困窮にある方等を対象にした自殺対策並びに生活支援・就労支援活動・社会復帰支援を行い、もって地域福祉及び自殺者の減少に寄与する事を目

的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド出北店
延岡市出北四丁目 103番3 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前9時
(変更後) 午前7時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで
- 4 変更する年月日
平成25年11月1日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,580㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 133台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 34台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 84㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物東側 45.36㎡
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後9時
 - ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び西側
 - ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 6 届出年月日
平成25年10月23日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成25年11月11日から平成26年3月11日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成25年11月11日から平成26年3月11日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の設立を平成25年10月31日認可した。
平成25年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣